

名取市史制作業務仕様書

1 業務名

名取市史制作業務（以下「本業務」という。）

2 目的

- ① 本市に関する歴史的変遷を学術的且つ系統的に記述した市史の刊行により、史実を後世に伝えとともに、郷土に対する理解と関心を深め、市民のふるさと意識の醸成を図る。
- ② 本市の自然や歴史、伝統文化などを改めて見直すことにより、市の発展と文化の向上に寄与するとともに、まちづくりに活かす。
- ③ 本市に関する歴史的資料を整理・保存・管理し、歴史遺産として後世の継承に努めるとともに、現在及び将来の活用を図る。

3 業務内容

本業務にあたり、市が刊行に必要な原稿を受注者に提供し、受注者は当該原稿を基に印刷物として市史を制作するものとする。

制作にあたり、受注者は図版の作成、市が提供する写真の修正、編集、校正、印刷製本等など必要な一切の業務を行うものとする（但し、原稿の校閲、写真撮影・収集、市が提供する図版等の著作権取得作業は原則除く）。

また、業務にあたっては、市が示す「工程計画（別紙1）」及び「「名取市史」執筆要項（別紙2）」に基づき行うものとする。版組については市でレイアウト案を示すものとする。

4 業務期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日迄

5 印刷物の名称及び業務完了日

- ① 名取市史 通史編Ⅰ「原始・古代」 令和 9年3月31日
- ② 名取市史 別編Ⅰ「名取熊野」 令和10年3月31日

※ 委託料については、①及び②の業務完了後（各印刷物の制作に伴う全ての業務を含む）それぞれ支払うものとする。

6 印刷物規格等（①名取市史、通史編Ⅰ「原始・古代」、②名取市史 別編「1. 名取熊野」共通（以下7「別冊」から9「付属品」の規格も共通））

- （1）部数 800部
- （2）規格 B5判 800頁程度 4/4C ※ページ数の増減が生じた場合別途協議するものとする。
- （3）本編装丁

- ① 製本 糸がかり綴じ 上製本 丸背
- ② 表紙 クロス（布）精華織同等 背箔押し
- ③ 見返し（前後） マーメイド（白） 四六判110k g
- ④ あそび紙
- ⑤ 大扉 きぬもみ（白） 四六判115k g
- ⑥ 本文 マットコート紙 四六判70k g
- ⑦ スピン 1本

7 別冊

- ① 部数800部
- ② 規格B5判 100頁程度 4/4C ※ページ数の増減が生じた場合別途協議するものとする。
- ③ あじろ綴じ製本
- ④ 表紙 レザック66（4/6） 四六判175kg
- ⑤ 見返し（前後）上質紙 四六判110kg
- ⑥ 本文マットコート紙 四六判 70kg
- ⑦ スピン 1本

8 付録

- ① 媒体 DVD-ROM 1枚（発刊部数は印刷物と同）
- ② 保存内容 PDF、写真、動画、音声を保存予定（データ容量は別途示すものとする）。
- ③ 付録用ケース DVDは不織布ケースに収納し、本体に同梱する。
- ④ その他 DVD-ROMのラベルに、調査研究の目的以外での無断転載を禁止する旨の表記をする。

9 付属品

- ① 貼りケース 800個 レザック66（4/6）100kg 箔押し
- ② 謹呈紙 200枚 180×40 ユニテック 四六判130kg 本編に差し込み 1/0C
- ③ 発送用段ボール 200箱 1部用
- ④ 販売促進用チラシ 500枚 A4判 コート紙 A判57.5kg 4/4C
- ⑤ ポスター50枚 A2判 コート紙 A判86.5kg 4/0C

10 成果品の納入

成果品については、市の検品を経て、市の指定する場所へ納入するものとする。

11 発送業務

市が指定する送付先へ、成果品の一部を発送するものとする（各印刷物200部程

度)。

1 2 電子媒体について

印刷物については、市の指定する形式により電子書籍データを作成し、DVD等に格納した上で、納品するものとする。

1 3 原稿、図版

- ① 市が作成する原稿については、マイクロソフト社ワードソフト及び同エクセルソフトのファイル形式により提供する。
- ② 市の指示により、受注者において図版を作成し、各印刷物200点提供するものとする（点数の増減が生じた場合別途協議するものとする）。また市の指示により修正を行うもの。

1 4 校正

校正の回数は3回、色校正1回とし、それぞれ当該回数を超過する場合、別途協議するものとする。

1 5 権利の帰属等

- ① 本業務により制作された成果物及び契約の履行過程で生じた著作権は、市に帰属するものとし、当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。
- ② 当市で提供した原稿を除く著作権及び肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

1 6 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩をしてはならない。契約期間満了後も同様とする。

1 7 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、名取市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名取市条例第1号）その他関係法令を遵守しなければならない。

1 8 その他

契約期間中は市からの業務進捗状況の確認に応じること。また、業務内容の詳細及び本仕様書に定めのない事項については、法令に定めるもののほか、市と協議して決定すること。